

Q&A

Q1 自分が対象事業者になるのか教えてほしい。

A1 中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項に定める事業者を対象としています。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額または 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運送業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

Q2 常時使用する従業員数には、パートやアルバイトも含まれるのか。

A2 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解されています。従って、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断が必要となります。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないとされています。

Q3 【個人事業主】結城市内に住み、他市で事業を行っている。結城市に税金は納めているが対象になるか。

A3 結城市内で事業を行っていることが条件となりますので、対象外となります。なお、他市で事業を行っているのであれば、他市で同様の制度を行っている場合がありますので、そちらにお問い合わせください。

Q4 【個人事業主】市外に住んでいるが、結城市内で事業を行っている。対象になるか。

A4 対象になります。

Q5 【個人事業主】副業で事業を行っている。給付の対象となるか。

A5 開業届を出して事業を行っている場合は対象となります。ただし、主たる事業と副業の事業の売上明細がでていない場合とします。

Q6 【法人】本店が他市にあり、事業所が結城市にある。結城市に事業実態があるが、対象になるか。

A6 履歴事項全部証明書記載の本店所在地で判断しますので、対象外となります。他市で同様の制度を行っている場合がありますので、そちらにお問い合わせください。

Q7 結城市内に複数事業所がある。それぞれで給付を受けることは可能か。

A7 同一事業者につき、1回の給付のみとなっております。ただし、同一の代表者であっても、経営が異なる場合（法人登記が別々の場合）、それぞれが対象となります。

Q8 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人(NPO 法人)、一般 社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人(会社法の会社又は有限会社に限る。)、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)又は有限責任事業組合(LLP)は、給付対象となるか。

A8 農業法人(会社法の会社又は有限会社に限る。)を除き、中小企業基本法上の「会社」に該当しないとされ、中小企業者に該当しないものと解されていることから、給付の対象外となります。

Q9 どのように申し込めばいいのか。

A9 市役所窓口・結城出張所・山川文化会館・江川出張所、結城商工会議所、市内金融機関で申請書を入手または、市ホームページから申請書類を一式ダウンロードいただき「結城市新型コロナウイルス感染症対策事業者支援窓口」までご郵送ください。事業者支援窓口では、受付いたしませんので必ず郵送で申請ください。

Q10 普通郵便で郵送すればいいのか。

A10 一般書留又は簡易書留でお送りください。普通郵便でも受付はいたしますが、不着の際は受付できませんので、ご注意ください。

Q11 いつまでに申請すればいいか。

A11 令和4年7月25日(月)消印有効となります。ただし、予算に達した時点で終了となりますので、お早めに手続きください。

Q12 申請に必要なものを教えてほしい。

A12 要項に従い、次の書類の提出が必要になります。

<input type="checkbox"/> 確定申告書類の写し(比較月の属する年のもの) ・法人にあっては、法人税確定申告書別表一と法人事業概況説明書 ・個人事業主にあっては、青色申告者は所得税確定申告書B第一表と所得税青色申告決算書、白色申告者は所得税確定申告書B第一表と収支内訳書と12か月分の帳簿等
<input type="checkbox"/> 対象月の売上金額が確認できる帳簿等の写し ※事業所名が記載されていること
<input type="checkbox"/> 振込先の通帳の写し (通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方)
<input type="checkbox"/> 納税証明書(市税等の未納のないことの証明) ※有効期限が3か月以内のものを取得してください。
<input type="checkbox"/> 個人事業主にあっては、写真付きの身分証明書の写し (運転免許証等) ※写真付きの身分証明書が無い場合、写真の無い身分証明書の写しを2種類

Q13 HPを閲覧できる環境(申請書をダウンロードできる環境)がないが、どうすればよいか。

A13 ダウンロードできない方には、市商工観光課窓口や各出張所、結城商工会議所、市内金融機関でも申請書をお渡しします。窓口の混雑状況によりお待たせする場合がありますので、予めご了承ください。

Q14 いつ給付されるのか。

A14 申請から概ね 3~4 週間程度を予定しています。申請状況により、多少前後する場合があります。「決定通知書」をお送りしますので、そちらで振込予定日をご確認ください。

Q15 先着順か。遅くなったら交付されないのか。

A15 申請数が予算枠に到達次第終了となります。ただし、手続きにつきましては、到着順に行います。なお、申請期間を過ぎた後の申請の場合は交付できませんので、ご注意ください。

Q16 確定申告書の控えに收受印がない場合や、e-Tax の場合はどうすればいいか。

A16 提出していただく確定申告書類の控えは、出来るかぎり收受印が押印されているものを提出してください。e-tax の場合は、「受信通知」をあわせて提出してください。なお、收受日付印がない場合、税務署で発行する『納税証明書(その2所得金額用)』(事業所得金額の記載のあるもの)で收受日付印の代わりにすることができます。もしくは、税理士署名押印欄に記載があれば收受日付印の代わりにすることもできます。

Q17 他の給付金(国、県等)等と重複して申請することはできるか。

A17 こちらの支援金は、国、県等、他の給付金と重複して申請することは可能です。ただし、他の給付金の申請における重複の可否については、申請先にご確認ください。

Q18 申請日時時点で休業している。対象となるか。

A18 営業時間短縮要請期間中に休業した場合は対象になります。それ以外の期間については、事業継続を支えることを目的としているため、休業している場合は対象外となります。

Q19 手続きに係る費用(郵送料、証明書等)は自己負担か。

A19 郵送料等、手続きに係る諸費用は自己負担となりますので、ご了承ください。

Q20 【個人事業主】親から事業を引き継いで今年(令和3年4月2日以降)から事業を行っている。対象になるか。

A20 事業の継続性が認められる場合は対象となります。その場合は、前事業主の所得税の確定申告書の控えの写し等、事業が継続していることがわかる書類を提出してください。

Q21 【個人事業主】事務所に所属せず、個人で事業を行っている。対象となるか。

A21 結城市で事業を行っている旨の証明があれば、給付の対象となります。

Q22 法人番号がわからない。

A22 法人番号は、国税庁の法人番号公表サイトまたは提出された確定申告書に記載がありますのでそちらをご確認ください。

Q23 支援金は課税の対象になるのか。

A23 税務上、益金(個人事業主の場合は、総収入金額)に算入されるものですが、損金(個人事業主の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず、課税対象となりません。

Q24 複数の業種を行っているが、どのように記載すればいいのか。

A24 売上が一番大きな業種を基準としてご記入ください。

Q25 前回、中小事業者等持続化支援金(対象月:令和3年4月~9月)を申請した。今回も申請できるのか。

A25 要件を満たしていれば申請いただけます。

Q26 申請はいつからできるのか。

A26 申請受付は、5月23日(月)から開始します。

Q27 前回はA 飲食事業者等応援給付金と、B 中小事業者等持続化支援金の2種類から選択する形式であったが今回は1種類のみか。

A27 今回は中小事業者等持続化支援金のみとなります。

Q28 国の月次支援金のように、中小事業者等持続化支援金は、毎月申請できるか。

A28 1事業者あたり1回に限って申請でき、1回分のみの支給となります。

Q29 法人税の確定申告をしていないNPO法人は対象か。

A29 法人税の確定申告をしていなければ、対象となりません。

Q30 主な事業分のみで30%以上減少していなければならないのか。

A30 必ずしも主な事業分のみで30%以上減少している必要はありませんが、主な事業の売上減少が、事業者全体の売上減少の大きな要因であることを想定しています。そのため、事業全体の売上が30%以上減少していれば対象となります。

Q31 30%までは減少していないが、それに近い現象の場合は対象とならないのか。

A31 売上減少が30%に満たない場合は、対象とはなりません。

Q32 妻が事業を行っているが、夫の扶養に入っている場合、対象となるか。

A32 確定申告で事業の売上を雑所得や給与所得で申請している場合は、対象となりません。事業所得として申告している場合には、被扶養者であっても対象となります。

Q33 前年の確定申告書の事業収入に持続化給付金が含まれているが、年間売上高や売上減少率を計算する際の取扱いは。

A33 確定申告書の事業収入から持続化給付金など、新型コロナウイルス感染対策として国または県・結城市からの給付金・補助金・助成金等が加算されている場合は、控除のうえ計算してください。